

野辺地町宿泊業者支援金に関するお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている、町内のホテル・旅館業者の経営維持を支援し、今後の観光振興及び地域活性化に資することを目的として、宿泊施設の収容人数に応じた支援金を給付することといたしました。

以下をご確認いただき、対象となる事業者は期限内に申請いただきますようお願いいたします。

対象者 * 町で把握している対象者には、既に申請書類等をお送りしています。

- ① 野辺地町内のホテル・旅館業者
- ② 「令和3年4月から9月の売上が、前年同月又は前々年同月と比較して減少している月がある(減少額は問わない)」、または、「令和3年4月から9月の間に新型コロナウイルス感染症を理由とした宿泊キャンセルがある」こと。
- ③ 令和3年4月1日以降の営業実績があり、今後も継続して営業する意思があること。
- ④ 「野辺地町事業者支援給付金」を申請、又は受給していないこと。

(虚偽若しくは不正な手段により支援金を受給した場合は、返還していただきます。)

支援金の額 宿泊施設の収容人数に応じて、下表のとおり。

収容人数	支援金の額
1人 ~ 50人	200,000円
51人 ~ 100人	300,000円
101人 ~ 200人	450,000円
201人 ~ 300人	675,000円
301人以上	1,000,000円

申請に必要な書類

- ・野辺地町宿泊業者支援金交付申請書兼請求書
- ・旅館業法に基づく営業許可証の写し
- ・売上が減少していること、または、新型コロナウイルス感染症を理由とするキャンセルがあったことを示す書類(売上台帳、宿泊台帳、確定申告書の写し等)
- ・宿泊施設の収容人数の根拠となる書類(館内平面図等)
- ・振込先が分かる通帳等の写し
- ・野辺地町宿泊業者支援事業アンケート

申請方法・申請先

【申請方法】 申請に必要な書類を、郵送又は持参してください。

【申請先】 〒039-3131 野辺地町字野辺地123番地1 野辺地町役場 地域戦略課

【申請期間】 令和3年11月30日(火)